

静岡県監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成31年4月9日

静岡県監査委員 青木清高  
静岡県監査委員 城塚浩  
静岡県監査委員 鈴木洋佑  
静岡県監査委員 池谷晴一

監査対象機関	監査結果報告年月日
沼津土木事務所	平成30年12月5日
<b>【監査の結果】</b> 1 監査結果の区分 指摘 2 件名 建設工事現場等における第三者事故等の頻発 3 内容 平成29年度及び30年度に実施した建設工事等で第三者事故（物損）が17件、工事等の関係者事故（人身）が4件発生していた。	

#### 【措置の内容】

これまで事故防止対策として、主に安全パトロール、安全講習会、現場勉強会、事故情報資料の提供等により受注者に対する指導を行ってきましたが、建設工事等における事故の多発を防止することができませんでした。

このため、交通基盤部全体の新たな取組として、本庁工事検査課が中心となり、「工事事務事故防止行動計画」を策定し、平成30年10月から実施することとしました。本計画においては、建設工事現場等における事故原因の大半が「不注意」によるものであり、これまで「災害リスクに対する想定が不十分であったこと」や「事故の教訓が生かされていなかったこと」への反省から、以下の取組を県と業界団体が一体となって取り組んでいます。

①各工事現場において、「予測⇒対策⇒検証⇒改善」の「事故対策P D C A」を適時に実施

②各工事現場で得られた知見を、県全体で情報共有し、事故防止体制を強化

また、平成30年12月に本事務所と三島・沼津建設業協会による意見交換会を行い、工事現場において、第三者事故が労働災害事故に比べて軽視されている傾向があること自体も問題であり、発注者である県が、労働災害事故と同様に第三者事故の発生も重大視していることについて、工事現場の実務担当者に十分に認識させていくことが、今後の重要な課題であるとの認識に至りました。

このため、平成31年1月に実施した2回目の意見交換会において、現場担当者に県の第三者事故に対する考え方を理解させる効果的な方法や第三者事故防止に有効な対策の検討を三島・沼津建設業協会に依頼し、平成31年3月初旬までに提言してもらうよう要請しました。この提言を受けた後、双方協議のうえ有効な対策案を取りまとめ、順次実施していく予定です。

今後は、従前の取組に加え、上記の新たな取組を徹底し、業界団体とも連携を図りながら、建設工事現場等における第三者事故等の発生防止に努めます。

#### 【監査の結果】

- |   |         |                                       |
|---|---------|---------------------------------------|
| 1 | 監査結果の区分 | 注意                                    |
| 2 | 件名      | 交通加害事故の多発                             |
| 3 | 内容      | 平成29年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が4件発生していた。 |

#### 【措置の内容】

当該交通加害事故の発生後、直ちに、所長に報告し、事故を起こした職員及び同乗者がいる場合は同乗者も含め厳重に注意するとともに、課長・支所長会議において、交通安全の徹底と交通事故防止に万全の注意を払うよう指示しました。

交通加害事故の多くが駐車場内での出入りや後退時の事故であり、運転者の不注意や確認不足、自動車の挙動に関する認識不足が事故の原因でした。

これまで、職員の交通安全意識や運転技術の向上を目的として、交通安全講習会や安全運転実技講習会の積極的な受講、セーフティチャレンジラリー150への全職員参加、交通安全スローガンや交通事故ゼロボードの掲示、全職員による交通安全宣言などの取組や例月の課長・支所長会議での注意喚起を実施してきたところですが、それに加え、職員宛の各種メールに交通安全に関する一文を付け加えて交通事故防止を呼び掛ける取組を行うようにしました。

今後も、常日頃から繰り返し交通安全に対する意識啓発を図り、職場内の交通安全対策の徹底に努め、職員の交通事故防止に取り組めます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松土木事務所	平成30年12月 5 日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 建設工事現場における第三者事故等の多発</p> <p>3 内 容 平成29年度及び30年度に実施した建設工事で第三者事故（人身及び物損）が2件、工事の関係者事故（人身）が3件発生していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>これまで事故防止対策として、主に安全パトロール、安全講習会により受注者に対する指導を行ってききましたが、建設工事等における事故の多発を防止することができませんでした。</p> <p>このため、交通基盤部全体の新たな取組として、本庁工事検査課が中心となり、「工事事故防止行動計画」を策定し、平成30年10月から実施することとしました。本計画においては、建設工事現場等における事故原因の大半が「不注意」によるものであり、これまで「災害リスクに対する想定が不十分であったこと」や「事故の教訓が生かされていなかったこと」への反省から、以下の取組を県と業界団体が一体となって取り組んでいます。</p> <p>①各工事現場において、「予測⇒対策⇒検証⇒改善」の「事故対策P D C A」を適時に実施</p> <p>②各工事現場で得られた知見を、県全体で情報共有し、事故防止体制を強化</p> <p>また、事務所独自の更なる取組として、「現場に応じた安全対策の明示」や「現場立会時における安全対策の実施状況のチェック」などを行うこととした「事故撲滅活動方針」を定め、所内の全ての土木技術職員に対して周知徹底するとともに、浜松建設業協会の協力のもと、平成30年10月以降の発注工事を対象に取組を実施することを管内の請負業者に対して周知しました。</p> <p>加えて、平成30年12月には、労働基準監督署と本庁工事検査課主催による建設工事の安全に対する基準や安全対策についての所内研修会を実施し、職員の工事事故に対する更なる意識の向上を図りました。</p> <p>なお、従前から事務所単独の安全パトロールや労働基準監督署との合同パトロール、事前通告なしの抜き打ちパトロールを行ってきたところですが、平成30年度からは、通常より頻度を増して実施しています。</p> <p>今後も、上記の新たな取組を徹底し、業界団体とも連携を図りながら、建設工事現場における第三者事故等の発生防止に努めます。</p>	

**【監査の結果】**

- 1 監査結果の区分 注意
- 2 件名 交通加害事故の発生
- 3 内容 平成27年度から29年度にかけて、3年連続で公務中及び通勤途上における交通加害事故が発生していた。

**【措置の内容】**

交通加害事故が発生した際は、直ちに、所長に報告し、事故を起こした職員に厳重注意をするとともに、定例課長会議で、交通安全の徹底と交通事故防止に万全の注意を払うことを指示しました。

これまで、交通安全対策については、所内交通安全委員会を毎月開催し、職員の交通安全意識の徹底を図るための情報提供を行うことに加え、交通事犯・加害事故ゼロへ向け、全職員による安全運転宣言、交通安全講習会やセーフティチャレンジラリー150への参加など、機会あるごとに交通安全意識の啓発に努めています。

なお、今回の監査結果で注意とされた交通加害事故4件のうち2件が新規採用2年以内の職員によるものであったことから、平成30年度採用の職員5名を浜松総合庁舎新採職員運転技能講習に参加させ、実際に運転する中で、本人の運転の癖や事故を起こしやすい場面での注意点等の指導を受けさせました。

今後とも、所属内の取組を強化し、より一層の安全運転の徹底に努めます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
<p style="text-align: center;">榛原高等学校</p>	<p style="text-align: center;">平成30年12月 5 日</p>
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分    注意</p> <p>2 件 名                職員住宅貸付料（駐車場追加分）の調定漏れ</p> <p>3 内 容                職員住宅の入居者 1 人の貸付料（追加駐車料金 1 台分）について、平成25年 4 月から30年 9 月までの調定が漏れていた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件は、平成24年度末の人事異動に伴って平成25年 4 月 1 日から職員住宅に入居した職員が、平成25年 4 月18日から 2 台目の車を駐車していたにもかかわらず、教職員住宅入居者心得に定める「教職員住宅駐車場使用に関する申出書」を提出していなかったことが原因です。</p> <p>一方、当該教員は教職員住宅入居者心得に定める「教職員住宅入居状況届」では、毎年、2 台の車を届け出ていました。このため、事務室が注意をもって「教職員住宅入居状況届」を確認していれば、長期に渡って調定が漏れることは避けられたと考えます。</p> <p>このことを受け、次の取組により、再発防止に努めてまいります。</p> <p>1 「教職員住宅入居状況届」と「公舎台帳」との照合</p> <p>年に 1 度入居者から提出される「教職員住宅入居状況届」と学校保管の「公舎台帳」とを照らし合わせて現況との違いが無いか確認するよう、チェック項目に追加しました。</p> <p>また、担当者だけでなく複数人で確認できるよう書類一式を供覧することとし、事務室全体で誤りを防ぐ体制を強化しました。</p> <p>さらに、人事異動により担当が替わることを考えて、引継ぎ書類に明記し、知識の継承を図りました。</p> <p>2 現地確認</p> <p>担当者は定期的に教職員住宅を巡回し、使用申出していない車が駐車されていないか確認し、現状把握を行うこととしました。</p> <p>3 入居者への制度の周知</p> <p>入居者へは、毎年「教職員住宅入居者心得」を配付し、職員住宅に入居する上での制度の理解や義務を周知する機会を設けることとしました。</p> <p>入居者自身が正式な申出ができるよう繰り返し周知を図り、再発防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松視覚特別支援学校	平成30年12月 5 日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分    注意</p> <p>2 件 名                非常勤職員の年次有給休暇付与日数の誤り</p> <p>3 内 容                前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、平成30年度の非常勤職員の年次有給休暇の付与日数に誤りがあった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件は、非常勤嘱託員の年次有給休暇付与日数の算出において、身分等取扱要綱の別表第2の年次有給休暇の付与日数一覧表から算出していますが、平成30年度から要綱が新しくなり、欄外に記載されている注意書きの内容が変更していることに気づかず、処理を進めてしまったことが原因です。</p> <p>当校では、全ての非常勤職員の年次有給休暇付与日数がわかる計算書を一覧表にして回覧し、決裁を受けていますが、今回の付与日数の誤りに気付かず、その計算書を基に年次有給休暇申請簿や勤務条件通知を作成したため、いずれも記載内容に誤りが生じてしまいました。</p> <p>このことを受け、平成30年10月5日に年次有給休暇付与日数の再計算を行うとともに、勤務条件通知の再発行をしました。</p> <p>また、当該非常勤嘱託員2名について、平成30年10月9日に今回の注意内容にかかる謝罪および説明を行いました。</p> <p>平成29年度の監査結果でも年次有給休暇付与日数を算出する際の繰越日数の上限を見誤り、結果として平成30年度と同様に「非常勤職員の年次有給休暇付与日数の誤り」を受けており、その際の改善措置として、根拠となる箇所を蛍光ペンで記すなど気を付けていましたが、確認が不十分であったことが再発の要因でもありますので、あらためて根拠の確認を徹底していきます。</p> <p>さらに、今後は根拠とする要綱や規則が変更になる場合は事前に変更点がどこか、当校で影響する職員がいないかどうか、担当・課僚で十分にチェックすることで再発防止に努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富士宮西高等学校	平成30年12月 5 日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 教員による生徒への体罰行為の発生</p> <p>3 内 容 富士宮西高等学校の教諭は、平成28年の秋ごろから平成30年 2 月にかけて、部活動における指導の過程で複数の男子部員の頭部を平手、拳骨、用箋ばさみ等で叩く、腹部を拳骨で叩く等の体罰行為を繰り返し行った。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 改善措置</p> <p>校長から当該教諭に対して、体罰に関する指定図書を提示し、当該教諭にレポートを提出させて、それらをもとに校長面談を実施し、人権意識の定着を図りました。</p> <p>また、全職員に対して、毎月行っているコンプライアンス研修において、校長講話や体罰に関する注意喚起を行いました。そして、体罰の事例研究を行って理解を深めるとともに、「体罰防止策一人一案アンケート」を実施して、教職員一人一人が組織全体の不祥事根絶対策を考えました。更に教育相談研修においても「アンガーマネジメント講座」を行い、それぞれが自分自身の感情のコントロール方法についても学びました。</p> <p>2 今後の防止策</p> <p>教職員の規範意識を高めるため、引き続き、毎月 1 回の不祥事根絶研修を行います。教職員への日常の声掛けや校内外の見回り等を強化するとともに、相談しやすく話しやすい職場環境づくりを継続して行います。不祥事根絶に向けて全職員が一丸となって取り組み、コンプライアンス意識の徹底を図って、再発防止に努めます。</p>	



監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡中央高等学校	平成30年12月 5 日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 教員による遅刻・早退、職務専念義務違反、職務命令違反の発生</p> <p>3 内 容 静岡中央高等学校の教諭は、平成29年 9 月から10月にかけて、無断早退・遅刻により、計 4 回勤務を欠いた。また、平成25年度から29年度にかけて、生徒の学籍に関する書類の手続きを放棄する、職員会議、職員打合せを欠席する、勤務時間中にグラウンド脇で横になっているなど、職務専念義務に違反する行為を行った。加えて、平成29年度 8 月以降、休暇手続きに関する管理職の指示に従わない、年次有給休暇の時季変更に関する指示に従わない、教育委員会の事情聴取に応じないなど、職務命令に違反する行為を行った。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>当該教員は、平成30年 1 月26日、静岡県教育委員会から「停職 1 月」の懲戒処分後、平成31年 3 月31日まで静岡県総合教育センターに研修のため出張を命ぜられています。</p> <p>研修後、本校に戻ることが決定した場合は、服務管理を確実にを行うため、授業以外の執務を管理職の管理下にある職員室に限定し、服務・規律の指導を徹底していきます。</p> <p>校内においては、以前から教職員の職務及び服務に対する意識や使命感の高揚を図っておりますが、服務については特に継続して教職員に注意を促しています。</p> <p>また、機会ある度に職員会議等でコンプライアンスに関する研修を行っており、特に不祥事が起きた際は速やかに教職員にその概要を伝え、不祥事防止の意識を向上させるべき取組を行っています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
袋井特別支援学校	平成30年12月 5 日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 交通加害事故の多発</p> <p>3 内 容 平成29年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が4件発生していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>平成29年度に起きた交通加害事故は、すべてが教職員の不注意によって起きたもので、十分に安全確認を行っていれば、事故は起きなかったものと考えています。このことを校長が直接当事者に伝えて反省を促しました。</p> <p>全教職員に対しては、事故の状況や発生原因等を伝達しました。また、校長会等で情報提供のあった事故等について紹介を行い、注意喚起しました。それ以外に、以下の対策を実施しました。</p> <p>1 意識の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度以前から行ってきた「交通安全チェックシート」を活用したセルフチェックや、交通安全自己目標の設定、交通安全ひやりハット紹介（2週に一度程度）を実施しました。</li> <li>・平成30年12月4日（火）に、県教育委員会から受領したコンプライアンスに関する資料を校内の電子掲示板に掲載し、全教職員が各自のパソコンで参照できる体制を整備しました。</li> <li>・平成30年12月6日（木）の校内交通安全委員会で、職員一人一人が当事者意識を持って交通事故防止を心掛けていけるように、12月と2月の校内研修の実施方法について検討しました。</li> </ul> <p>2 外部の知識を活用</p> <p>平成30年2月の校内コンプライアンス委員会で、職員の交通事故撲滅を議題とし、学校評議員やPTA本部役員から職場の取組や職員の意識改革等について助言をいただき、チェックシートの改善等を行いました。</p> <p>3 「交通事故0ボード」の掲示</p> <p>平成29年度以前から行ってきた「交通事故0ボード」等の取組を平成30年度も継続し、平成30年12月6日現在で、職員室前の交通事故0ボードの掲示が147日を示しています。</p> <p>4 事故削減プログラムの活用</p> <p>事故削減プログラム「eラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）の受講を強力に推奨しました。職員からは「運転中にプログラムの映像を思い出して事故を回避できました。」「プログラムのケースと同様の危険箇所が通勤経路にあるので役立っています。」等の意見があり、効果が表れてきています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
公益財団法人 静岡県文化財団	平成30年12月 5 日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 特定資産台帳の記載誤り</p> <p>3 内 容 前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、特定資産台帳の記載が誤っており、台帳残高が貸借対照表残高と一致していなかった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>特定資産台帳の記載誤りについては直ちに修正し、台帳残高を貸借対照表と一致させました。</p> <p>今後は、特定資産ごとに専用の預金通帳で管理し、特定資産台帳に出納員の照合印欄を設けます。</p> <p>また、特定資産に異動があった場合は、出納員が預金通帳残高と特定資産台帳残高を照合し、再発を防止します。</p>	
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 貯蔵品の期末在庫計上誤り</p> <p>3 内 容 貸借対照表上の貯蔵品の期末在庫計上金額に誤りがあった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>当財団で発行している「しずおかの文化新書」について、在庫計上に関する認識不足のため、当財団及び販売委託業者の手元にある在庫のみを計上し、書店の在庫を計上していませんでした。</p> <p>今後は、各事業年度末において、当財団、販売委託業者及び書店毎に、在庫確認を実施します。具体的には、当財団分は複数職員による実地棚卸により確認し、販売委託業者分は職員が立ち会いの上、当該業者による実地棚卸により確認し、書店分は販売委託業者からの報告書により確認することで、再発を防止します。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
西部の県立高等学校、校名は非公表	平成30年12月 5 日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 教員による生徒への体罰行為の発生</p> <p>3 内 容 西部の県立高等学校の教諭は、平成29年10月、担任をするクラスの生徒1人に対して、頭部付近を平手で1回叩き、腰付近を足で1回前蹴りした。また、平成29年9月から12月頃、当該生徒に対して不適切な言動を繰り返したことにより、当該生徒に精神的な苦痛を与えるとともに、その他の複数生徒にも不適切な言動を行っていた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 当該教諭は、学校に籍を置き、静岡県総合教育センター等において研修しています。校長と副校長が交替で毎月、出先機関に出向き、面談をしています。どのような場合も体罰は許されないことを説諭し、本人も深く反省しています。</p> <p>2 一方、毎月の職員会議において、全職員に体罰根絶、コンプライアンスの徹底を図る場を設けています。また、県教育委員会からの懲戒処分の基準、不祥事根絶推進月間設定、綱紀の厳正保持の通知は、一人一台パソコンのデータベースに掲載し、職員が、いつでも、誰でも確認できるようにしています。</p> <p>3 年間を通し、校長、副校長等が午前・午後各1回、授業・部活動等の指導状況を校内巡視し、体罰防止を図っています。</p> <p>4 未然防止のため、生徒からの情報への対応として、生徒支援アンケート等を実施しています。万一、体罰に関すると思われる回答があった場合、教育相談担当教員から管理職へ報告、その後、管理職から指導を行う体制をとっています。直近では、平成31年2月に実施しました。</p> <p>5 教員からの情報への対応として、担任、学年主任から管理職への報告、その後、管理職から指導を行う体制をとっています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
県立特別支援学校、校名は非公表	平成30年12月 5 日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 セクシュアル・ハラスメント行為の発生</p> <p>3 内 容 県立特別支援学校の教諭は、平成30年7月、職場の宴会の席上及び帰宅途中の同僚の自家用車内において、複数の女性教員に対して、胸、太腿、頬などの身体に触るなどのセクシュアル・ハラスメント行為を行った。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>事案発生後、被害職員からの相談及び関係職員への聴取を通して明確になった発生原因、職場の課題について、校長が中心となって整理を行い再発防止策等の検討を行いました。その結果、セクシュアル・ハラスメント行為に対して、断るとこわいから言いにくい等のパワーハラスメント的要素があること、周囲の職員に相談しにくいこと、行き過ぎた行為に対して同性の教員がブレーキをかける意識が希薄であったり、気持ちはあってもブレーキをかけにくかったりする状況があったこと、また、事案が管理職まで上がりにくいという課題があることが明らかになりました。</p> <p>このことから、次の取組を実施することで、再発防止に努めています。</p> <p>1 ハラスメント対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年8月30日には当該職員の所属する学部の学部会において、平成30年10月18日には臨時の職員打合せにおいて、再発を防止するため高い人権意識を持って教育活動を行っていくことを指導しました。</li> <li>・平成30年10月の校内研修では、「相手の立場や気持ちを考えて、自分自身を見つめ直す」をテーマにセルフチェックを行いました。自身の取組を客観視して振り返る機会になりました。</li> </ul> <p>2 相談しやすい環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年8月29日には管理職及び学部主事の会議において、風通しのよい職場環境づくりのため、職員への目配りや気配りを積極的に行い、職員の話聞く状況づくりを確認しました。</li> <li>・平成30年11月12日、校内コンプライアンス委員会を実施しました。不祥事根絶の取組や再発防止対策を議題とし、学校評議員から下記の助言をいただき、指導に活かしています。</li> </ul> <p>＜助言＞・職員の人に響くような問いかけが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員一人一人の話じっくり聞く場を設定する必要がある。（これを受けて、平成30年12月、気になる職員への声掛けや別室での相談等を増やした。）</li> <li>・職員同士が業務や教育活動のこと以外で話し合える場をつくと有効である。</li> </ul> <p>3 報告・連絡・相談体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記1及び2の再発防止を講じる中で、併せて報告・連絡・相談体制の強化を指示しました。</li> </ul>	

今後も、人事評価面談の場を活用するなど、職員一人一人の話をじっくり聞きながら、ハラスメントのない学校の基礎を築いていきます。